

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

事案	医師又は歯科医師が診療所を開設した場合		
根拠法令	医療法第8条及び同法施行規則第4条		
提出期限	開設後10日以内（開設日から起算）	様式	1
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の医師免許証の原本及び写 2 開設者の臨床研修修了登録証の原本及び写 又は 臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写 3 開設者の履歴書 4 管理者の医師免許証の原本及び写 5 管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写 又は 臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写 6 管理者の履歴書 7 従事医師の医師免許証の原本及び写 8 従事医師の履歴書 9 敷地平面図 10 周囲の見取図 11 建物平面図 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">開設者、管理者及び従事医師が同一人の場合、医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写並びに履歴書は1部で差し支えない。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。</p> <p>※ 麻酔科標榜許可証の原本及び写し（麻酔科を標榜する場合） ※ 勤務先管理者（院長）の同意書（開設者（管理者）が他の病院等に勤務する場合） ※ 調剤所未設置理由書（院内調剤を行わないため、調剤所を設置しない場合） （歯科診療所を除く）</p>		
提出部数	2部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 「印」は、認印でも可。
1 開設者の住所・氏名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
2 診療所の名称	<p>医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。
3 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
4 開設年月日	診療所を実際に開設した日を記載する。
5 診療科目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) 2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
6 開設者が現に開設、管理又は勤務する病院、診療所	<p>開設者が他に開設、管理又は勤務することは、原則認められませんので、特別な事情がある場合は保健所との事前協議が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。(通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) 2. 当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) 3. 当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者(院長)の同意書を添付する。)
7 同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとする場合その旨	本届出と同時に他に病院、診療所を開設する場合、その医療機関の開設場所及び名称を記載する。(別途許可が必要。)
8 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者の住所は、医師個人の住所地(住民票のある住所地。)を記載する。 2. 臨床研修修了登録証又は免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
9 外来診療日・診療時間	該当する診療日に○を記載し、当該診療日の外来診療時間を記載する。また休診日を記載する。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
10 従業員の定員	定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 診療所においては、従業員数の法定基準はありませんが、医療を提供するために必要な適切な人員を確保するものとする。（療養病床にかかるものを除く。）
11 診療に従事する医師・歯科医師	1. 管理者を含む、当該診療所に従事する医師、歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 2. 診療日は該当する欄に○を記載する。 3. 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。
12 敷地の面積	診療所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第2位まで。） 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。
13 周囲の見取図	診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写しも可。）
14 建物の構造概要及び平面図	1. 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 （小数点第2位まで。） 2. 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 （小数点第2位まで。） 3. 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
15 病室数及び病床数	1. 有床診療所にあつては、病室数及び病床数を記載する。 2. 無床診療所の場合は、0を記入する。
16 歯科技工室の概要	歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。
17 薬剤師の氏名	1. 当該診療所に薬剤師が勤務する場合、その薬剤師の氏名を記載する。 2. 医師が常時3人以上勤務する場合、必ず薬剤師が必要。（医療法第18条）

添付書類の記載要領	
開設者、管理者、従事医師の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	1. 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2. 氏名・本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。 3. 開設者、管理者及び従事医師が同一人の場合、写は1部で差し支えない。 4. 臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。
開設者、管理者、従事医師の履歴書	1. 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する。）を記載の上、押印する。 2. 開設者、管理者及び従事医師が同一人の場合、履歴書は1部で差し支えない。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

添付書類の記載要領	
敷地の平面図	敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
周囲の見取図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写しも可。) 2. 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。 2. 寸法、面積及び各室名を記載する。 3. 診療所面積を記載する。 4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 5. 洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写を添付する。 この場合、医師免許証と同様、原本を持参する。 2. 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。 3. 院内調剤を行わないため、調剤所を設置しない場合は、医薬品の適正管理を確認するため、調剤所未設置理由書を添付する。